

平成29年 危険物安全週間実施

この危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、6月4日(日)から6月10日(土)までの7日間実施されました。

期間中、危険物施設の立入査察や航空自衛隊施設での火災防ぎょ訓練などが行われ消防団、航空自衛隊員、消防隊員合わせて約60名が参加しました。



危険物安全推進標語は「あなたなら無事故の着地決められる!」です。



風水害に備えましょう!!

毎年、5月下旬から7月中旬にかけての梅雨前線の活動や台風の接近・上陸等により、各地で豪雨が発生しています。7月に九州北部を襲った記録的な豪雨では、土砂崩れや住宅の倒壊による被害により多くの犠牲者をだし、多大な爪痕を残しました。大雨や強風などによる風水害は、最も発生する恐れの高い災害です。風水害について正しく理解し、備えていきましょう!!

風水害とは??

- 洪水災害** : 路等があふれる災害。
- 土砂災害** : 土砂災害がけ崩れ、土石流、地すべり等による災害。
- 浸水災害** : 強風災害(台風) 転倒・転落、窓ガラス破損、飛来物・転倒物による事故。
- 河川の流量が異常に増加することによって起きる災害。
- 河川の増水によって排水がはばまれたり、河川への排水が追いつかず下水路や用水

早めの避難が命を救う!

風水害による人的被害を減らすには、早めに避難することが欠かせません。市町村から避難勧告・避難指示などの発令があった場合は、すぐに安全な場所へと避難しましょう。気象情報はこまめにチェックし危険と感じた場合は速やかに避難することが重要です。また、高齢者や身体が不自由な方達など、避難時に支援を要する方々(災害時要援護者)が迅速・安全に避難できるよう、地域ぐるみの助け合いの体制を構築していくことが重要です。

風水害に備える!!

- 災害に対する被害を最小限に抑えるには、皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えておくことが大切です。
- ・屋外の備え (屋根や窓、外壁等のズレや破損等のこまめな点検、ベランダや周囲の清掃等)
- ・屋内の備え (非常用品・非常備蓄品等の準備、停電への対応)
- ・避難場所等の把握、避難訓練等の参加 (地域の防災マップ等に目を通し、避難経路の確認や市町村で行われる避難訓練や防災訓練等に積極的に参加しましょう。)

備えておきましょう!! 久米島町ホームページより (pdfマップデータ) 【防災マップ】 【ハザードマップ】

自然災害は突然やってくる恐ろしいものです。自然災害に備えられるよう家族と日頃から話し合い、万全な準備をしておきましょう!!

※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に動作の確認をしましょう。

○消防法及び市町村条例(平成23年6月施行)により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火入れを行う地域の皆さんは必ず消防本部まで連絡するようお願いいたします。
※火事・救急・救助は119番へお願いします。



6月 出動 状況

・救急	46件	(209件)
・風水害	1件	(1件)
・火災	0件	(2件)
・捜索	0件	(2件)
・救助	1件	(2件)
・その他	2件	(3件)
合計	50件	(219件)

()は、平成29年累計

火事・救急・救助

☎119

消防本部☎985-3281